



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

*66 和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

○ 告示

780 平成28年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課) 3
781 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) 5
782 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) 5
783 指定自立支援医療機関の指定	(〃) 5
784 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課) 6
785 〃	(〃) 6
786 〃	(〃) 6
787 農用地利用配分計画の認可	(〃) 7
788 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課) 7
789 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃) 7
790 基本測量の実施	(技術調査課) 8
791 公共測量の実施	(〃) 8
792 〃	(〃) 8
793 〃	(〃) 8
794 公共測量の終了	(〃) 9

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成27年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合) 9

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県行政不服審査法施行細則（平成28年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の申請」を「の請求」に改め、同条中「提出書類等閲覧等申請書」を「提出書類等（主張書面等）閲覧等請求書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

(証紙貼付欄)

提出書類等（主張書面等）閲覧等請求書

年 月 日

様

審査請求人（参加人）

印

（事件番号）に係る審査請求の審理手続において提出された提出書類等（主張書面等）について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項（第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項）の規定により、下記のとおり閲覧等を求めます。

記

1 閲覧等を求める提出書類等（主張書面等）の名称その他の事項

提出書類等（主張書面等）の名称	閲覧・交付の別	交付の方法等		
	閲覧 交付	白黒 カラー	片面 両面	手交 郵送
	閲覧 交付	白黒 カラー	片面 両面	手交 郵送
	閲覧 交付	白黒 カラー	片面 両面	手交 郵送
	閲覧 交付	白黒 カラー	片面 両面	手交 郵送
	閲覧 交付	白黒 カラー	片面 両面	手交 郵送

2 閲覧の場合の希望の日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

備考

- 1 交付請求の場合は、証紙貼付欄に和歌山県収入証紙を貼り付けること。
- 2 1行について、1つの提出書類等（主張書面等）の名称を記載すること。
なお、行が不足する場合は、別紙を作成して差し支えないこと。
- 3 「閲覧・交付の別」欄には、「閲覧」又は「交付」の一方又は双方を○で囲むこと。
- 4 「交付の方法等」欄は、交付の方法等の各項目について、いずれか1つを○で囲むこと。
なお、「郵送」とは、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第1項に規定する送付による交付をいう。

別記第2号様式中「和歌山県審理員」を削り、「第3条」を「（平成27年和歌山県条例第66号）第3条（第8条において読み替えて準用する同条例第3条）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の和歌山県行政不服審査法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第780号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

（1）業務の名称

平成28年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

（2）契約期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年7月15日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

（4）国税及び県税に未納がない者であること。

（5）次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（7）入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

（8）債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。

（9）探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。

（10）全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 使用印鑑届
 - オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目
 - キ 役員等に関する調書
 - ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - ケ 誓約書
 - コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料
 - サ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し
- (2) （1）のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年7月15日（金）から同年8月1日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年7月27日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- (1) 平成28年7月15日（金）から同年8月1日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成28年8月1日（月）午後1時までに、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。
- 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2183
ファクシミリ番号 073-423-1192
電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 一般競争入札資格審査の結果の通知
- 一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年8月4日（木）までに郵送により送付する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めること

ができる。

- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第781号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年9月5日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年7月5日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第782号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700352	マルワック	紀の川市桃山町調月1758-18	就労継続支援B型	身体障害者（視覚障害、聴覚・言語障害及び内部障害） 知的障害者 精神障害者 難病対象者	社会福祉法人桃の木会	紀の川市桃山町調月1758-18	平成28.4.1

和歌山県告示第783号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ひなた薬局	御坊市湯川町財部221-11	—	西前誠	平成 28.7.1

和歌山県告示第784号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月28日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第38号	和歌山市永穂字河田78外11筆

和歌山県告示第785号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年7月4日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月28日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第39号	伊都郡かつらぎ町蛭子字下川田63-1

和歌山県告示第786号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年7月4日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月28日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番

平成28年度第40号-1	日高郡美浜町和田字地開671-1外1筆
平成28年度第40号-2	日高郡美浜町吉原字長通472-1
平成28年度第40号-3	日高郡美浜町田井字下垣内364-1外1筆
平成28年度第40号-4	日高郡美浜町吉原字久保田330
平成28年度第40号-5	日高郡美浜町和田字油免2188-1外2筆
平成28年度第40号-6	日高郡美浜町和田字河原瀬74-1

和歌山県告示第787号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年7月5日に認可した。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第25号-1	西牟婁郡白浜町才野字下垣内450-1
平成28年度第25号-2	西牟婁郡白浜町中字江崎1994
平成28年度第26号-1	和歌山市吐前字竹ノ下173外14筆
平成28年度第26号-2	和歌山市森小手穂字東原谷1005-1外2筆
平成28年度第26号-3	和歌山市禰宜字畑ノ下641外1筆

和歌山県告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第789号

平成28年和歌山県告示第656号（以下「告示第656号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

榎本大

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第656号のとおり

和歌山県告示第790号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量 1) 国土調査補助基準点測量

2) 防災対策地域水準測量

2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年1月31日まで

3 作業地域 1) 和歌山県和歌山市

2) 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第791号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間 平成28年7月1日から平成29年2月28日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町寄地地先から和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台地先まで

和歌山県告示第792号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間 平成28年6月27日から平成29年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第793号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、TS等現地測量）
- 2 作業期間 平成28年7月11日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町東吉田地内

和歌山県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成27年12月22日から平成28年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

諸 報

和歌山県市町村共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年7月15日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小 出 隆 道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員種別	一般組合員	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計	第三号厚生 年金被保険者
組合員数（人）	11,974	30	1,427	3	188	13,622	13,415
標準報酬月額（百万円）	4,651	20	584	2	74	5,331	5,075
一人当たり標準報酬月額（円）	388,384	683,000	409,343	540,000	392,392	391,317	378,305

3 組合職員の数は、次のとおりである。（単位：人）

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人員	17	2	1	2	22

4 損益計算書の要旨

（単位：千円）

	経理区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
収 入	負担金	4,381,056	6,649,977	5,100,080	301,084	10,739			146,851	167,769		
	組合員保険料			3,461,311								
	掛金	4,457,707	3,406,473		301,081					163,229		
	高額医療交付金	71,574										
	育児・介護休業手当金交付金	340,024										
	組合員貸付金利息											72,899
	保険料充当金											
	連合会交付金								49,114			962
	利息及び配当金	836					30,570	27,540	475	458	265,758	
	その他の収入	28,970							187	19	5,652	
他経理から繰入金								27,156				
前年度支払準備金	595,947											
計	9,876,114	10,056,450	8,561,391	602,165	10,739	30,570	27,540	223,783	331,475	271,410	73,861	
支 出	給付金	3,903,915										
	職員給与								101,784	17,507	7,462	8,237
	厚生費								97	263,986	3	16
	旅費・事務費								12,924	3,219	1,926	568
	委託費								5,389	6,927	4,060	1,140
	賃借料								2,206	1,456	1,260	323
	負担金								22,806	4,114	2,592	2,699
	連合会分担金									3,524		
	支払利息						30,570	27,540			145,372	57,614
	前期高齢者納付金	1,952,343										
	後期高齢者支援金	1,556,386										
	老人保健拠出金	48										

出	退職者給付提出金	159,885										
	介護納付金	658,227										
	連合会払込金	107,086	10,056,450	8,561,391	602,165	10,739			65,362			4,041
	連合会拠出金	356,494										
	他経理へ繰入金	27,156										
	その他の支出	5,702							5,112	16,028	1,603	780
	次年度支払準備金	593,982										
	前期損益修正損											
	計	9,321,224	10,056,450	8,561,391	602,165	10,739	30,570	27,540	215,680	316,761	164,278	75,418
	差引当期利益又は当期損失金 (△)	554,890	0	0	0	0	0	0	8,103	14,714	107,132	△ 1,557

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
資	流動資産	1,785,029	2,705,832	1,182,437	81,579	1,461	76,182	101,663	284,296	323,927	1,710,420	100,782
	固定資産						2,409,898	2,161,957	2,436	38	15,343,706	2,497,335
産	繰延資産											
	資産合計	1,785,029	2,705,832	1,182,437	81,579	1,461	2,486,080	2,263,620	286,732	323,965	17,054,126	2,598,117
負	流動負債	396,103	2,705,832	1,182,437	81,579	1,461			842	25,588	14,733,269	76
	固定負債	593,982					2,486,080	2,263,620	90,965	24,274	9,593	2,217,821
債	負債合計	990,085	2,705,832	1,182,437	81,579	1,461	2,486,080	2,263,620	91,807	49,862	14,742,862	2,217,897
資	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	794,944							194,925	274,103	2,311,264	380,220
	欠損金											
本	資本合計	794,944							194,925	274,103	2,311,264	380,220
	負債・資本合計	1,785,029	2,705,832	1,182,437	81,579	1,461	2,486,080	2,263,620	286,732	323,965	17,054,126	2,598,117